

リーガルサポート発第 59 号
平成 25 年 5 月 1 日

総務大臣 殿

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理 事 長 松 井 秀



成年被後見人に選挙権を求める要望

要望の趣旨

公職選挙法上の「選挙権を有しない者」から成年被後見人を除外する内容の同法改正を求めます。

要望の理由

ノーマライゼーションの理念と自己決定権の尊重という考え方のもと平成 12 年 4 月に新しい成年後見制度が施行されましたが、公職選挙法においては、従来の禁治産者と変わらず、選挙権を有しない者として成年被後見人が掲げられています。

成年被後見人は、結婚も養子縁組も日常生活にかかる行為も単独で有効にできるとされ、また、裁判所においても、利用者本人の財産管理能力について審査されはしても選挙権を行使する能力について審査されることはありません。

選挙権は憲法で保障された議会制民主主義の根幹をなす権利であり、成年後見制度を必要とする方々にとって自分の意見を表明して国政に参画する手段として重要な権利です。成年後見制度の施行から 10 年以上を経たいま、本年 3 月 14 日に言い渡された東京地方裁判所の判決を踏まえて、成年被後見人に選挙権を認める法改正を強く要望致します。